

中小企業等協同組合法の改正概要

現行

改正後

内閣総理大臣 (金融庁長官) + 経済産業大臣

経済産業大臣 (事業所管大臣)

全日本火災共済協同組合連合会 (日火連)
 ■火災共済事業に関する共済責任の再共済

全国〇〇共済協同組合連合会
 ■火災共済事業に関する共済責任の再共済
 ■火災共済以外の共済事業 (再共済、再再共済を含む)

全国中小企業共済協同組合連合会 (共済連)
 ■火災共済以外の共済事業 (再共済、再再共済を含む)
 [■その他事業]

経済産業大臣 (事業所管大臣)

内閣総理大臣 (金融庁長官) + 経済産業大臣

都道府県知事

▲▲県火災共済協同組合
 ■火災共済事業
 (1又は2以上の都道府県の区域全部)

▲▲県〇〇共済協同組合 (事業協同組合【都道府県単位・全業種】)
 ■火災共済事業
 ■共済事業 (火災共済以外)
 [■その他事業]

▲▲県中小企業共済協同組合 (事業協同組合)
 ■共済事業 (火災共済以外)
 [■その他事業]

都道府県知事

〇〇大臣 (事業所管大臣)

〇〇大臣 (事業所管大臣)

全国▽▽事業共済協同組合 (事業協同組合)
 ■共済事業 (火災共済以外)
 [■その他事業]

全国▽▽事業共済協同組合 (事業協同組合【全国単一業種】)
 ■共済事業 (火災共済以外)
 [■その他事業]
 ■火災共済事業

